

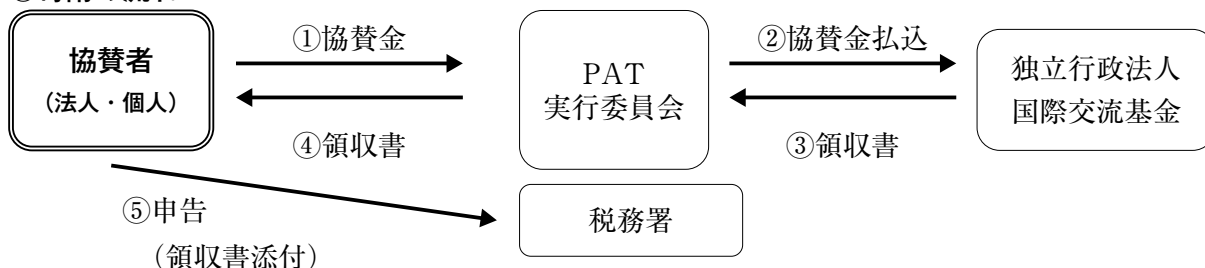
特定寄附金について（10万円以上の協賛者様対象）

「(独)国際交流基金特定寄附金制度」は、一般の寄附金受付制度とは別に、日本国内の企業・個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する制度です。

PAT2022事業はこの特定寄附金制度の対象となっているため、次のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。

この制度を利用される場合、お申込みいただいた協賛金は、PAT実行委員会事務局でとりまとめて国際交流基金へ送金します。後日、国際交流基金の名前で領収書が発行されますので、それぞれの所管の税務署へ申告してください。

◎寄附の流れ



◎税制上の優遇措置

| 寄附金の種類 | 法人の場合（法人税） | 個人の場合（所得税） |
|--------|--|---|
| 特定寄附金 | 一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額まで損金算入 ※特定公益増進法人への寄附金のうち、特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金の額に含めて限度額を計算 | 所得の40%を上限として、寄附の合計金額から2千円を差し引いた金額が所得控除の対象 |
| 一般の寄附金 | 損金算入限度額まで損金算入 | 控除なし |

※損金算入限度額は、企業の資本等の金額やその年度の所得の金額により変動しますので、ご利用に当たっては、事前に所管の税務署等にご確認願います。

※個人の場合、2021年12月までに収めていただいた寄附金は、2021年分の寄附金となるため、2022年2月16日から3月15日までに領収書を添付して、所管の税務署に申告してください。

◇寄附金控除の計算方法

【法人の場合】

| 寄附金の種類 | 損金算入限度額 |
|--------|---|
| 特定寄附金 | $(\text{資本等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \times 1/2$ |
| 一般の寄附金 | $(\text{資本等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/4$ |

《計算例》資本金1,000万円の会社が年間所得金額が500万円だったときに、20万円の寄附をした場合

【特定寄附金算入限度額 A】 $(1,000\text{万円} \times 0.375\% + 500\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 17.5\text{万円}$

【一般損金算入限度額 B】 $(1,000\text{万円} \times 0.25\% + 500\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 3.75\text{万円}$

⇒ 【損金算入限度額 (A + B)】 $17.5\text{万円} + 3.75\text{万円} = 21.25\text{万円}$

【個人の場合】

寄附金控除額：寄附金の合計額（所得の40%が上限）－ 2千円

《計算例》10万円を寄附いただいた場合

【寄附金控除額】 $(10\text{万円} - 2\text{千円}) = 9\text{万}8\text{千円}$

※詳細は、国税庁のホームページ「タックスアンサー」をご参照ください。